

知見院日暹著『不受不施論拠』に関する一考察

宮 崎 英 朋

はじめに

近世の日蓮教團を二分する論争として、受・不受論争

がある。受派の代表としては一般に一如院日重（一五四

九—一六二三）、寂照院日乾（一五六〇—一六三五）、心

性院日遠（一五七二—一六四二）が挙げられ、一方不受

派の中心人物として仏性院日奥（一五六五—一六三〇）

を挙げることができる。しかしながら、この受・不受論
をさらに細かく検証していくと、受派の重乾遠三師の下
で実働的な役割を演じていた人物として知見院日暹（一
五八六—一六四八）が注目される。日暹は身池対論にお
いては身延（受派）側の代表として出仕しており、『破

奥記』の名目上の著者（実際は日遠の著述）として知ら

れる所である。かかる不受不施論争において第一線に身
を置く日暹の受不受論に關して現在研究を進めている途

上にあるが^①、本稿においては日暹の受不受論争の準備
の書といえる身延文庫所蔵『不受不施論拠』の内容に關
して若干の検討を加えてみたい。

一、本書の形態

本書は折り本の形態をとつておらず、二冊よりなる。第
一冊は本文四〇丁、^{30.4 cm × 16.35 cm} 第二冊は本文三十三丁、
^{30.3 cm × 15.9 cm}。二冊いづれも日暹の自筆本である。所々に
虫食いの跡が見られるが難読な文字はほとんどない。行
間に朱の書き入れがされているが、後人の筆か本人の筆
かは判断が難しい。

二、内容の概観

本書には題名が付されておらず、身延文庫の典籍調査
カード（A—50、2—1・2）によると『不受不施論拠』

と称されている。その名の示すとおり不受不施義の論拠

が示される書である。また合わせて受不施義の論拠も載せられている。そして時に応じて「私云」として、自らの注記を付している。要は、日暹の受不受論争の準備の書と見受けられるものである。

本書に引用される経論釈を列举すれば、次の通りである。

經典としては、『宝積經』『梵網經』『心地觀經』『法華經』『觀普賢經』『涅槃經』が見られる。(これらは引用順に列举している。以下同様)

論書・経疏・疏釈としては、『与咸注』(与咸著『菩薩戒經疏注』)『明曠疏』『俱舍論』『法苑珠林』『盂蘭盆經記』『楞嚴經注』が引用されている。

御遺文としては、『立正安國論』『守護國家論』『梵音声抄』『治病抄』『崇峻天王抄』『釈迦佛供養抄』『真言見聞抄』『法蓮鈔』『船守弥三郎抄』『佐渡阿仏房抄』『高橋抄』『撰時抄』『諫曉八幡抄』『註法華經』『妙一女消息』『大田禪門抄』『立正觀抄』『開目抄』『顕誇法抄』『妙一女抄』『觀心本尊得意抄』『乘明抄』『教機時國抄』『下山消息』『富木殿消息』『秋元抄』『四恩抄』『身延山抄』『遣波木井殿消息』が見える。(遺文表記は日暹の表記に

従った)

天台關係の論書としては、『摩訶止觀』『摩訶止觀輔行伝弘決』『顯戒論』『淨名疏』『法華秀句』『法華文句記』『法華文句』『法華玄義』『法華玄義釈籤』『三大部私記』『三大部補注』があげられる。

宗門史上の述作としては『日興記』『日向記』『註画贊』『浜上第九祖日伝抄』『日澄結要抄』『啓運鈔』『當家宗旨名目』『合譬集』が引用されている。

その他、『元章釈書』『顯密二教論』『教時義』『翻訳名義』も引用が見られる。以上より、現段階で判る『不受不施論拠』の特色は、次の諸点である。

I 『破奧記』と、典拠の多くが一致している。

II 朱による注記により一種の段落分けが為されており、具体的な論拠である経論釈が、本書に引用されている意味が判る。ここで、朱の注記(「綴じの部分」と引用経論釈を並べてみたい。

【上巻】

「一以仏法付囑国王大臣之文」(仏法を以て国王・大臣に付囑するの文)

『立正安國論』、『守護國家論』、『梵音声抄』

「一池水定國主布施供養之文」（池水は國主の布施供養なるを定むるの文）

『寶積經』百十三、『釈氏要覽』上、同下、『梵網經』

『与咸注』下、『明曠疏』末下、『摩訶止觀』一、『止觀輔行伝弘決』下、『立正安國論』、『治病抄』、『法苑珠林』六、十二、『顯戒論』上

「一國民罪福其功帰國主國王之文」（國民の罪福は、その功、國主國王に帰するの文）

『崇峻天王抄』、『釈迦仏供養抄』、『真言見聞抄』、『心地觀經』二、同經第三

「一國主國王非制戒之限文」（國主國王は制戒の限りに非ざる文）

『梵網經』下、『与咸注』、『名義集』四、『明曠疏』、右

述下

「一法華持者應受一切人天之供文」（法華の持者は一切

人天の供を受くべき文）

『法華經』第四宝塔品、『普賢經』

「一元祖受不信未受法人供文」（元祖、不信・未受法の人の供を受けたまふ文）

『法蓮抄』、『註画讚』、『船守弥三郎抄』、『佐渡阿仏房抄』、『高橋抄』

「一從國主賜僧寺領皆信帰仏法故之文」（國主より僧に賜ふ寺領は皆な仏法を信じ帰する故なるの文）

『元亨釈書』二十二、『撰時抄』上、『諫曉八幡抄』、『註法華經』結経裏

「一悲田敬田之文」（悲田・敬田の文）

『像法決疑經』、『淨名疏』四、『補注』九、『俱舍論』、

『盂蘭盆經記』

「一新池抄非高祖御抄之証」（新池抄は高祖の御抄に非ざるの証）

『浜土第九祖日伝抄』

「一雖為偽書助詮之無妨事」（偽書たりといえども助詮の妨げ無き事）

『二教論』

「一真偽未決不為是正証」（眞偽未決は是れ正証たらず）

『教時義』一、『結要抄』、『啓運抄』

「一雖仏說有疑有不審不叙用之証文」（仏說といえども、

疑有り不審有らば、叙べ用いざるの証文）

『涅槃經』如來性品

「一不依憑仏說之口伝不是用之文」（仏說に依憑せざるの口伝、是を用いざるの文）

『秀句』下、『妙一女消息』、『大田禪門抄』、『立正觀抄』

『撰時抄』上、『開目抄』下

「論文之誤事」（論文の誤りの事）

『文句記』三、『四信五品抄』

「一次第乞時不簡外邪之家文」（次第に乞ふ時、外邪の家を簡ざる文）

『法華經』安樂行品、『楞嚴註經』

「一仏弟子赴外道請文」（仏弟子、外道に赴く請文）

『弘決』一下、『翻訳名義』七

「一誇法之相貌」（誇法の相貌）

『顕誇法抄』、『妙一女抄』、『文句』六、『記』六、

『記』九、『玄』十

「一為法花之綱目余經用証文事」（法花の綱目の為に余經を用いる証文の事）

『釈籤』十、『觀心本尊得意抄』

「一章安大師筆記有誤之証」（章安大師の筆記に誤り有るの証）

『文句』三、『涅槃經』十

【下巻】 『乘明抄』、『日興記』下、『日向記』、同

古本、『涅槃經』

「八不淨事」（八不淨の事）

『補註』十三、『教機時國抄』、『下山消息』、『當家宗

『旨名目』上、『註画讚』

『富木殿消息』、『秋元抄』、『註法華經』、『顯戒論』、

『四恩抄』、『合譬集』同中、同下、同下、同下、同

下、『弘』二、『法蓮抄』

「身延山事」（身延山の事）

『秋元抄』、『身延山抄』、『遣波木井殿消息』、『南条兵

衛七郎殿消息』、『本迹問答抄』

『日円返状』、『日奥返状』

以上列示した、いわば受不受論争に関する典拠集の目次を見ただけでも、日遅が論争に関して非常に詳細な検討・準備を行っていたことが窺えるであろう。

三、三田思想の検討

『不受不施論拠』の特色の一つとして、三田思想に関する経論釈の引用が挙げられる。三田思想は受不受論争の主要な論点の一つであるが、本項では『論拠』の三田思想の検討に先立ち、一般的な三田思想とその典拠を確認していきたい。

三田とは、悲田・恩田・敬田の三種の福田を指す。即ち衆生が福德の仏種を植える三種の福田である。一般的

な田圃において、稻を育て米が育まれる事に当てはめて、仏・法・僧の三宝をはじめ父母・師・貧者等へ施せば福（功德）が育まれることから、福田といふ。

敬田とは、仏・法・僧の三宝に恭敬供養する事によつて無量の福（功德）を生ずることから名付けられたものである。恩田とは報恩福田、報恩田とも称し、父母・師匠らに対する施しをいう。すなわち養育や教えを受けた、父母・師匠らに仕えて恩を報ぜば福（功德）を得るといふものである。悲田とは哀れみを受けるべき人、苦難を受けている貧窮困苦の人に対する施与をいう。それらの人に慈悲哀愍の心をもつて施せば自ら福（功德）を生ずることから悲田といふ。

三田思想が、日蓮聖人滅後の教団において重要視されてくるのは近世における受不受論争の中においてである。不受不施義が確立されてくると誘施の供をどのようにして処理するかが問題になるであろうし、政治権力との関わりの中で、それら不受不施義をどのようにして維持していくかが問題となってくる。これが室町期には、王侯除外の不受不施義の成立を見るのであり、近世にいたつては、優れた政治権力者が全國統一を行い、それに關しては、宗教政策が様々な宗派に及び各宗で諸法度が制定されて

いくのである。日蓮宗（法華宗）にいたつては政策が及ぶにあたり、教団内において従来の折伏の姿勢を貫き通す不受派と、教団の存続を根本に据えていく受派との論争に及んだとみることができる。

さて、三田に関する記述は大まかに言つて、供養の姿勢（行位）と、供養の対象（教理）に分かれる。後に見ていく日暹の引用は、教理という点で方向付けられているのでその点を中心見ていいきたい。

①『優婆塞戒經』（供養三寶品第一七）

善生言。世尊。菩薩已受供養優婆塞戒。復當云何供養三寶。善男子。世間福田凡有三種。一報恩田。二功德田。三貧窮田。報恩田者。所謂父母師長和上。

功德田者。從德緩法乃至得阿耨多羅三藐三菩提。貧窮田者。一切窮苦困厄之人。如來世尊是二種福田。一者報恩田。二功德田。法亦如是是二種田。衆僧三種。一報恩田。二功德田。三貧窮田。

（『正藏』二四卷一〇五頁c）

本經は優婆塞（男性信者）の守るべき戒を説いたものである。福田を三種に分けて、報恩福田を父母師長（主）への供養とし、功德福田は三寶供養等をさし、貧窮福田を貧苦者への供養としている。

本經は三田思想の基準となるべき典拠である。福田思想の佛教思想史的展開の中で、一・福田・三・福田・四・福田・八・福田等が様々に説かれるようになる。その中で、天台宗・華嚴宗等において、本經の三田思想が用いられ、やがて日蓮宗の受不受論争の中でも援用されるに至るのである。

②『維摩經略疏』卷四（弟子品之四）

一問若是敬田乃可取食。二問若是非田乃可取食。初

問多依通円後問多約別円。所以然者非為惜食。但善

吉自謂應供生福田想。故須問其真偽。若是聖人可作

敬田。若非敬田即須涉同魔外悲田取食。善吉不測問
旨深玄。

（『正藏』三八卷六一八頁c～六二三頁b）

本疏は天台大師智顥（五三八—五九七）説の『維摩經』の注釈書である『維摩經疏』一・八卷を、妙樂大師湛然（七一一—七八二）が十卷に刪略したものである。

この一文は、維摩居士の須菩提に対する供養は敬田供養か悲田供養かを論じたものである。詳細な検討は次項に譲る。

③『觀心論疏』卷一

是則豈分別是田非田不可施耶。故念處之觀即は平等

種子。若不修即見生死涅槃有異。凡聖有殊。聖是敬田則崇仰而施。凡是悲田則賤而不捨。故無平等種子。今取王為譬者。喻無平等種子也。何者。昔有國王。遊戲頓乏近臥草中。蛇欲螫之。時有白鶲啄王令寤。王既覺已還宮。仍勅諸臣令寃白鶲。欲報其恩。諸臣答之。若專寃白鶲無由可得。王但普施烏鵲。即是報白鶲恩也。借白鶲以喻聖人。烏鶲以譬凡人。王喻衆生。不修念處平等種子之人也。故簡悲敬兩田。

（『正藏』四六卷五八九頁c）

この書は智顥の遺言書とも言える『觀心論』に対し、章安灌頂（五六一一六三二）が注釈を加えたものである。ここでは、四念處の平等觀（すべての存在を平等と見る觀察の方法）について解説する中で、平等觀を修することのできない一般の衆生は生死と涅槃を區別し凡人と聖人の種子（本質）を区別すると説く。そして衆生にとって、聖人は敬田であり崇拜して施すべき存在であって、凡人は悲田に当たるので賤しくとも見捨てずに施すとする。

統いて、王が白い鳥に命を助けられた後白い鳥は滅多にいないのでそのかわりにどこにでもいる黒い鳥に恩返しをする、という比喩を用いる。そして、白い鳥を聖人

(敬田)に、黒い鳥を凡人(悲田)に、王を衆生にあてている。要は、崇仰すべき聖人にに対する敬田供養と哀れむべき凡人に対する悲田供養の区別を説いている文である。

④『金光明經文句記』卷三下
恩田者。田有三種。三寶曰敬田。父母曰恩田。貧窮曰悲田。

(正藏)三九卷一一九頁b)

本書は智顥の『金光明經文句』に対し、四明知礼(九六〇一一〇二八)が注釈を加えたものである。該当文は、三田についての凡例といえる。三宝供養を敬田、父母供養を恩田、貧窮への供養を悲田に配している。

⑤『瑜伽師地論略纂』卷三一

一無施與愛養祠祀者。如次悲田恩田敬田三種差別。

或初汎行慧。次現前敬恩田。後不現前敬恩田差別。

(正藏)四三卷四二頁b)

本書は法相宗の開祖、慈恩大師窺基(六二三一六八二)

が『瑜伽論』を注釈したものである。ここでは、愛養(供養)のありかたを、悲田・恩田・敬田の三種に分けている。

⑥『梵網經菩薩戒本疏』卷四

二約田有四。一恩田謂父母師主等。二德田謂三寶等。三悲田謂飢窮衆生等。四苦田謂困厄衆生等。

(正藏)四〇卷六三〇頁b)

この『梵網經菩薩戒本疏』は、華嚴宗の第三祖賢首大師法藏(六四三一七一二)による『梵網經』卷下の注釈書である。本書では福田供養に四種あるとする。この戒疏は、受不施派、不受不施派共に依拠とする。恩田に含まれるものとして、父母・師・主(國主)があり、徳田(敬田)には三宝供養が含まれ、悲田は飢窮の衆生の救済を示している。第四に苦田という特殊な解釈があり、困厄の衆生が供養の対象とされる。しかし他の経論疏では、困厄の衆生も憐れむべき衆生であるとして、悲田供養に含まれているように窺われる。

以上、三田思想の一般的な記述と思われる箇所を列記した。以上の経論疏が、受不受論争の中で三田思想が論点となる中で、主に用いられる基本的な典拠であると言える。

四、『不受不施論拠』における三田思想

次に日蓮が『不受不施論拠』で挙げる「悲田・恩田・敬田」の依文を列挙すると左記の通りになる。

①『像法決疑經』

敬田者即是佛法僧寶悲田者貧窮孤老乃至蟻子ナリ

〔正藏〕八五卷一三三六頁b、『論拠』二四丁裏。

訓点は基本的に日暹の表記を用いている)

本經は一卷よりなり常施菩薩が釈尊の說法相手となり像法の時代には貧窮孤老の者に対する施が最重要であると説いたもの。『涅槃經』の結經とされる。日暹引用のこの經文は、敬田と悲田の典拠の一つである。すなわち仏・法・僧三宝を敬田とし、貧者、老人、孤独な者、蟻等小さく弱い存在を悲田としたものである。

②『淨名疏』

但善吉自謂「應供」生福田想故須レ問其真偽若是

聖人可レ作「敬田」若非「敬田」即須レ涉同魔外悲田

取レ食善吉不レ測問旨深玄欲下從「敬田」而取上所問

聖法皆悉不レ知始從悲田而取何容無學頓同三魔

外遂巡兩盈進退不可便棄鉢欲去淨名彈呵正

意在此

この文は『維摩經』弟子品の注釈である。經中で維摩居士は、乞食に訪れた須菩提に対し、須菩提の鉢に飯を盛って言つた。「唯だ須菩提、若し能く食に於て等しき者は、諸法も亦た等し。(略)是の如くにして乞を行じ、乃ち食を取るべし。(略)若し須菩提、諸の邪見に入りて彼岸に到らざれば(略)其れ汝に施す者を福田とは名づけず。汝を供養する者は三惡道に墮せん。為に衆魔と一手を共にして、諸の勞(煩惱)の侶(とも)と作り、汝と衆魔、及び諸の塵勞と等しくして異なり有ること無く、一切衆生に於て怨心有り。諸仏を謗り、法を毀りて衆數に入らず、終に滅度を得ず。汝、若し是の如くなれば、乃ち食を取るべし」この維摩の言葉を聞いて須菩提は鉢を置いて去ろうとした。この文に關して智顥は注釈している。難解な文章であるが、解釈を試みたい。

すなわち、經中で善吉(須菩提)は自ら「應供」(供養を受けるべき対象)であると思つて福田の想いを生じたのであるが、智顥によれば、維摩居士は、須菩提に対し應供か否かの真偽を聞いたとしたとする。もし須菩提が聖人であるならば敬田供養を作すべきであり、もし敬田でなければ魔・外道と同じであるという。また、悲田

の法門も示されている。

具名は『維摩經略疏』。全十卷から成る。『維摩經』の經旨は、仏国(淨土)であるとして四種淨土説を論じ、佛土論を体系づけて説明している。また、攝受・折伏等

供養として食を取つたならば、須菩提はその維摩の問い合わせの深い意味合いを測ることができないことになったが、須菩提は敬田供養に従つて受け取ろうとしたのであると解説する。須菩提が維摩居士の問うた聖なる教法を皆な悉く知らずに、始めから悲田供養に従つて食を受けたとしたならば、無学の聖者ではなくなってしまい、たちまち魔・外道と同じになってしまふ。このように須菩提は、悲田供養としても敬田供養としても受けるべきではないと思い巡らし、進退きわまつて鉢を棄てて去ろうとしたのであり、維摩居士の批判の正意は、ここにあつたとする。

つまり、維摩居士の須菩提に対する供養を、須菩提は悲田供養として受けず、敬田供養として受けたかったのであるが、維摩居士の質問に窮して、敬田供養を受けることが出来なかつた、という意味とうかがわれる。

③『法華三大部補註』

佛及三乘名為^二敬田^一父母恩田貧病悲田此三皆悉堪^二任種^{一レ}福俱名^二福田^一

（『続藏』二五卷二九四頁c、『論拠』二五丁表）

本書は趙宋期の後山外派、從義（一〇四二—一〇九一）が天台三大部を注釈したもの。引用文は卷九の文である。

ここでは、仏と菩薩・声聞・緣覚の三乗を敬田と名づけるとし、父母を恩田、貧者・病者を悲田に配する。そして、この三田はみな悉く福を植えるに堪える存在であるから、ともに福田と名づけると説明する。

④『俱舍論』

父母恩田身生本故^{ナルカ}佛及羅漢名為^テ德田^一謂具^二諸勝德^{一及亦能生^二}一切有情勝功德^ヲ故^テ（『正藏』二九卷九三頁c、『論拠』二五丁裏）

本論は世親が著したもので、偈頌と長行からなる。偈頌は、説一切有部の教義を簡明にしかも美麗な韻文にまとめている。対し長行は經量部の立場から有部教学を批判する内容となつていて。その整束された教理体系は後世に多大な影響を与え、多くの研究を生み出した。

引用文は長行の文である。ここでは父母を恩田とし、その理由として、我身が生まれた本である故とする。そして仏と阿羅漢は、諸の勝れた徳を具え、一切の有情の勝れた徳を生じができる故に徳田と名づけるとしている。

⑤『盂蘭盆經記』

悲心^{ハハ}對貧病悲田敬心^{対下}三寶敬田^{ハハ}孝心^{ハハ}對^下父母恩田^{ハハ}（『

（『続藏』二一卷四六四頁a、『論拠』一五丁裏）

本書は、宋代律宗の元照（一〇四八—一一六）が『盂蘭盆經』を注釈した書である。

ここでは、悲心は貧者病者の悲田に対し、敬心は仏・法・僧の三宝敬田に対し、孝心は父母の恩田に対して起こす心であると述べている。さらに次のようにも示される。

佛歎喜曰供養自恣淨戒大德敬田勝也報父母恩恩田勝也父母在厄難中悲田勝也

（同b、『論拠』二六丁表）

ここでは、自らの意志で淨い戒律を持つ大徳に供養することを敬田勝とし、父母の恩に報ずる事を恩田勝とし、父母が厄災の中にあるとき（行う供養）を悲田勝としている。

⑥『賢首諸乘法數』

婆 敬田 三宝恭敬
三種福田 恩田 父母報恩
塞 悲田 貧賤悲憫

（『論拠』二六丁表）

本書は明代行深（生没年未詳）の編であり、十一卷よりなる。『正藏』・『続藏』には含まれておらず、貞享二

年（一六八五）・寛政十二年（一八〇一）の刊本が存在しているのみである。華嚴宗の賢首法藏が立てた数字からなる法門をまとめた書と見られる。引用の図は巻三からのものである。三種福田を端的・簡明に図示したものといえる。

次に、日暹が三田思想によって遺文を解釈する例を挙げてみたい。それは、聖人と船守弥三郎との供養の授受に関する文である。すなわち、聖人が誘施を受容したか否かが問題になつてくるのである。

⑦『船守弥三郎許御書』

日蓮去五月十二日流罪時ソノ津ツキテ候シニイマタ名ヲモキゝ及マイラセス候トコロニ船ヨリアカリクルシミ候ヒキトコロニ子ンコロエアタラセ給候シ事イカナル宿習ナルラン○タトヒ男サモアルヘキニ女房身シテ食アタヘ洗足テウツ其外サモ事子ンコロナル事日蓮シラス不思議トモ申ハカリナシコトニ三十日アマリアリテ思法花経信日蓮ヲ供養給事イカナル事ノヨシナルヤカヽル地頭万民日蓮ヲニクミ子タムタムコトニ五月コロナレハ米モトホシカルランニ日蓮内々ニテハククミ給シコトハ日蓮カ父母伊豆伊東

カワナト云トコロニ生カハリ給法花經第四云及清信士女供養於法師云云

〔定遺〕二二九頁、『論拠』一六丁表。

『論拠』の本文は片仮名である。)

本書は真蹟が無く、その名称も『本満寺本』に初めてあらわれる。しかしながら、受不施派・不受不施派ともに引用する遺文である。引用文の表記は『論拠』に依っている。ここでは、弥三郎夫婦に庇護され、飲食の供養を受けられた聖人が、「弥三郎夫婦が聖人の父母に成り代わり、自身を助けてくれているのではないか」とさえ喜ばれている。そして一ヶ月の間に夫婦が内心に法華經を信じ、日蓮を供養するにいたつたことが記されている。

この未信の者である弥三郎夫婦の供養を聖人が受けられたことに関し日奥は、「施には恩田・悲田・敬田の三田があつて、弥三郎が聖人に供養したのは恩田すなわち仁恩の施であり、敬田の施ではない。それゆえに弥三郎が聖人の教えにより内々に法華經を信じその供養を受けたと言わされたのである」と主張している。⁽²⁾一方、受派側は聖人が未信の者の施を受けられたことは明白であると反論するのである。しかし、当時聖人が三田思想をもつて、その供養を受けられたとは判断し難く、受不施制の

成立過程に見る遺文解釈の一問題といえるであろう。なお『論拠』の該当部分では日蓮のコメントは見られない。まとめ

以上、身延文庫所蔵の『不受不施論拠』の内容について断片的に見てきた。この『不受不施論拠』の編集年代は未詳であるが、久遠寺日蓮の花押が記されているから、身延貫首在任中（寛永五年—慶安元年、一六二八—一六八四）であることは間違いない。また、その内容からも不受不施派との有事に備えた書であることは明らかである。よって、身池対論前後（一六三〇）の編著と推定される。

本書において、日蓮は、何重にも同義のことに対しても典拠を示すことにより、自己の主張を強固なものとしていったに相違ない。その一例として三田思想の典拠の例示が挙げられる。この当時、幕府は検地を行うことによって、その支配地の意義・格付けを明示し、自領の確立をはかっていた。それは、当然寺領においても同様であり、不受不施側は、断固として王侯除外という点を認めなかつたため後に排斥されるに至つたのであるが、受不施側は国主の寄進した寺領は国主の供養として認め時代

の権力と並存するに至ったのである。かかる一例からも判るように、本書はさらに後の不受不施論争に反映されていったと思われる。今後より詳細な検討を行っていきたい。

注

(1) 拙稿「知見院日蓮の初期における教学研究について—『盂蘭盆御書事』を中心に—」(『日蓮教学研究所紀要』二六号) 参照

(2) 日奥は『宗義制法論』において次のように述べている。
あらゆる人は日蓮を失はんと之を謀る。何なる阿仏房
なれば地頭名主を恐れ謗法者に隠れて日蓮を崇敬する
や。此れ凡人に非す。諸天菩薩の化現にあらずや。云
云

此の外尚証文多し。(『萬代龜鏡錄』五五一頁)

この一文を見ると、阿仏房が供養するのは、日蓮聖人を
崇敬しているからであるとしている。これは三田思想でい
う敬田供養と考えられることは以上見てきた経論疏にも明
らかである。